

浄化槽で 生まれ変わる水 生まれ変わる町 10月1日は浄化槽の日

下水道とともに、私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。

浄化槽の設置を検討している方、またすでに浄化槽をお使いの方へ大切なお知らせです。



■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、必ず「浄化槽設置届出書(通知書)」を提出してください。

■浄化槽の設置補助

市では、公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助しています。補助金を受けるには、対象地域や建物用途などの補助要件のほか、予算に限りがあります。設置を検討している方は、設置工事前に必ず下水道課へご相談ください。

補助金額	
5人槽相当	332,000円/基
7人槽相当	414,000円/基
10人槽相当	548,000円/基

■浄化槽の維持管理

浄化槽は維持管理を怠ったり使い方を間違ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭が発生します。次の3つの義務を守り、浄化槽の適正管理・使用に努めましょう。

①保守点検 ②清掃 ③水質に関する検査(法定検査)

※3つの義務を個々に契約するわずらわしさがなく、かつ料金も割り引きされる「らくらく一括契約(らくらく協議会 ☎058-276-0306)」もご利用ください。

■浄化槽を廃止、撤去するとき

建物解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず許可業者による最終清掃(定期清掃ではありません)を実施した後に浄化槽を撤去し、浄化槽使用廃止届出書を提出してください。最終清掃をしないで汚泥などを地下浸透させたり河川などへ放棄したりした場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(不法投棄)」による罰則の対象となります。

■単独処理浄化槽をお使いの方へ

トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽は、下水道が普及していない地域のトイレを水洗化し、衛生的な生活環境を実現するため、高度経済成長期あたりから急速に普及しました。しかし台所やお風呂などの生活雑排水は処理しないため、現在は原則として新設が禁止され、合併処理浄化槽などへの転換などに努めていく時期にあります。単独処理浄化槽をお使いの方は、お風呂、トイレ、台所などの水回りのリフォームなどの際には、生活雑排水の浄化処理もご検討ください。

☎ 下水道課 (内線117)

救急救命士の行う救急救命処置の範囲が拡大されました

法改正により、医師の具体的な指示を必要とする救急救命処置の範囲が拡大されました。市消防本部では、新たな救命処置に関する特別な講習を修了した救急救命士の運用を今年度より開始しています。現在4人の救急救命士が活動しており、今後も増員する予定です。

拡大された救命処置 ※15歳以上(推定を含む)が対象

▷血糖測定ならびに、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

意識状態が悪くなっている傷病者の血糖を測定し、必要であればブドウ糖を投与することで、低血糖状態を早期に改善することができます。

▷心肺停止前の重度傷病者に対する静脈路確保および輸液

輸液(点滴)を行うことにより、血圧低下の進行を緩やかにします。身体を長時間挟まれた人が、救出直後に陥る重篤な病態を予防できる可能性があります。



☎ 消防本部 (☎030041)